

平成30年12月6日（木）

（午前10時35分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第23 議案第1号 平成30年度橋本市
一般会計補正予算（第5号）
について

○議長（岡 弘悟君）日程第23 議案第1号
平成30年度橋本市一般会計補正予算（第5号）
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により、歳出から款別に行います。

補正予算説明書の平成30年度一般会計補正
予算（第5号）の13ページをお開きください。

まず、1款議会費、13ページから14ページ、
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、次に、
2款、総務費、13ページから19ページまで、
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、次に、
3款、民生費、4款、衛生費、17ページから
28ページまで、質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）20ページの工事請負費、
原田文化センター大規模改修工事費について
減額されとるんですけども、ちょっと理由を
教えてください。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）減額について
なんですけども、これについては当初、原田
文化センターの大規模改修工事費ということ

で計上させていただいておったんですけども、
補助金のほうがついてこなかったということ
でございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。
12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）16ページ大丈夫ですね。
16ページのふるさと応援基金積立金からの…
…。

○議長（岡 弘悟君）もう終わっています。

○12番（堀内和久君）それは失礼しました。
全体で行きます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、次に、
6款、農林水産業費、7款、商工費、27ペー
ジから32ページまで、質疑ありませんか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）30ページです。ふるさと
橋本応援寄附金に要する経費なんですけれ
ども、今、ふるさと納税制度で、ふるさとの
お返し金というか返礼金が地場産業のもの
でないとだめだというふうな総務省からの通達
が来ているということで、橋本市も考えてく
ださいというふうなことが上がっているか
と思うんですけど、そのあたりは補正予算と
の間で何か変わるのでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）ご承知のとおり、
総務省のほうから厳しいふるさと納税の
返礼品について指示が出ております。一つは、
返礼品は3割以内にとどめること。もう一つ
は、地場で産出されたそういった産品である
こと、これが条件になっております。この3
割以内という部分については、当初から私の
ところはそれを守っておりました。

しかし、地場の産品に限るものということになりますと、例えば、この間からはしもとプラスプロジェクトで最新商品としてつくり上げてきたハウレンソウやあんぼ柿を混ぜたパウンドケーキ、で、以前、北海道の留萌市と一緒につくった柿ピクルス、柿染めを使ったウオーマー、こういったものは橋本市の産品を活用しながらつくってはいるんですが、地元で生産しておりません。そういったところまで、今回対象外ということで厳しく言われております。

これについては、先日、市長が上京された折に、総務大臣に直接、何とかそういったところの緩和をお願いしていただいたところでございます。そういう状況を受けながらも、今回、歳入のほうの補正で、1億の予算から補正を3,500万上げて1億3,500万円、例年並みの最終目標にしております。現在のところ、ほぼ去年と同じぐらいの寄附金もいただいておりますので、そういう状況でありながら、今回、増額の補正をさせていただいたところでございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）ふるさと納税でまた尋ねたいんですけども、地元産品は要らないということでは来た場合はどのようにされているのかだけ教えていただければ。もう物品は要らないと言った場合、どのような対応をされているのか教えていただきたい。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）中には本当にふるさとのために、「もう返礼品は結構です。十分この寄附金を行政の目的にお役立てください」と、そういう方もおられます。そういう方については、場合によっては大きな額の場合は、当然、3割はお返ししないんですが、少しばかりのお気持ちを地元の産品でお返し

しております。そんな大きい額でない場合は、返礼品についてはしておりませんので、そのままこちらのほうの寄附として全額いただいておりますところでございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、次に、8款、土木費、9款、消防費、31ページから36ページまで、質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）先ほどの再開発の34ページかな。部長、この住宅改修工事費1,200万ほど上がるとのやけど、内容についてちょっとわかるとる範囲で説明していただきたいのと、改修の日程の予想か、だいたい改修終わるまで、入居までの期間というのあるだろうと思うんですけども、その辺のところをちょっと教えといてください。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）この予算につきましては、先ほど条例のほうで説明させていただいた地優賃にするための再開発住宅の内装の工事費でございます。予定としたら補正いただけたら、今年度中に改修をして募集をするという流れになります。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、次に、10款、教育費、11款、災害復旧費、35ページから42ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

5ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、歳入を終わります。

それでは、歳入、歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）先ほどは失礼いたしました。

16ページ、移住定住促進に要する経費、一番上285のところの19節、550万円のところなんですけども、資料でしたら、円グラフで一般財源が半分で、ふるさと納税というふるさと基金が半分というふうにわかりやすく説明書があるのであれなんです。いろいろご説明いただいたんで内容についてはよく理解するものである、その説明は結構です。

ちょっとずれたら申しわけないんですけども、これを切り口に一つだけ申し上げておきたいことがやっぱりあるんですけども、今、ちょっと長期総合計画を持っていないのであれなんですけども、やはりふるさと納税というのは先ほど3番議員の質疑でもええトス上げてくれたなと思うんですけども、ふるさとを思う気持ちで納税寄附いただいたという思いの方も、確かにすばらしい方、ありがたい方がいらっしゃいますというのは経済部長のご答弁やったと思います。

ふるさと納税とは、商品であったりとかそういうので日本全国的にすばらしいものであるというのも理解できるんです。内容も理解できるんです。ただ、この使い方について、シティセールスのこの事業だけを取り上げて申しわけないんですけども、この基金の使うお金の色というんですかね、これにふるさと納税を充てるというのはいかがなもんなんかなというのちょっと思うんです。

というのは、僕はいつも思うんですけども、

せっかくいただいたお金というのは市長の施策、これも市長の施策なんで使ったらだめとは言っていないんですけども、市長が今、ほんまに橋本市財政難で金ないと言うとる中で、ふるさと納税というのは物すごい追い風になって、市長の思いの後押しになっとるのは事実であると思うんです。そのお金をこれに使うなどとは言わないんですけど、やはり形にして、ふるさと納税の目的の色ついたお金でこういうもんができた、ああいうもんができたって、市民の人もしくは納税者の方に知っていただくということを考えたときに、ちょっとの財源をこの裏に充てるというような使い方が橋本市のスタンスとして多いように僕は感じるんですけども、このことを切り口に聞いて大変申しわけないですけど、そのことについて役所の中核である、やっぱり総合政策部というんですかね、そのこの見解、かじ取りというのはどういうふうな認識を持つのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）ただ今のご質問ですけども、ふるさと納税につきましては、ふるさとを本当によくしたいと、また橋本市のために貢献したいという思いをいただいた貴重な納税かと思えます。それをふるさと橋本応援基金のほうに積み立てをさせていただいて、今現在におきましては、働けるまちづくりプロジェクト、安心して住み続けられるプロジェクト、それから、みんなで子どもを育てるプロジェクトという主要な用途を決めまして、その中で充当をしていく事業というものを、政策のほうを中心として財政サイドとも相談しながら決めてございます。

今、議員おただしのやはり形のあるものということのお気持ちかというふうに思っておりますが、この応援基金条例の中で定められた用途を、やはりこれからのまちづくりを

実現するために、非常に重要な貴重な財源というふうに理解をしておりますので、この条例に沿った事業に、私どもとしましたら、お気持ちをいただいた分を充当させていただきたいと、そういうふうな中で、今回はこの定住促進事業の中に充当をさせていただいておるといところでございます。

○議長（岡 弘悟君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）大変誠実な答弁ありがとうございます。よくわかります。それで使っていたら結構ですというのもわかるとるんですけども、長期総合計画と言ったら、三つの大きなプロジェクトに分かれとって、ブランド推進室、職員が一生懸命集めてきて、使うところは財政課と政策じゃないですか。やっぱり、別に経済部の肩を持つわけちゃうんですけど、やっぱり形になるものとか、観光とかそういう資源にも当然使っていただきたいし、このプロジェクトの中にこれをうとるとというのは、市で議決した組織で議決した長期総合計画やから、文句を言うものではないんですけども、やっぱり使い方の思いとか、この部分の文面があるさかい、これに触れとるさかいにこれに大丈夫であろうというの、ルール上全然間違いないと思うんですけど、夢がないとか、そこについてはやっぱり政策と財政のセンスやと思うんです。

やっぱり夢のあるまちづくりをしようと思ったら、先行投資していこうよって。これは先行投資の部類に入るんで、これは大いに大賛成するものなんですけど、今後やっぱり目に見えて、市民に目に見えるということは市長が目立つという。いやらしい政治家的な言い方なんですけども、やっぱり僕はそういうふうに使ってほしいし、ふるさと納税推進派なんで、例えば、公園でこんなつくった、あんなつくったというふうな、そういう夢

を語るような組織になっていただきたいということ、お願いなんです。

だから、今回はこれで結構なんですけども、やはり定住促進を進めていくというのはすばらしいことなんで、使い方についてはちょっとそういう意識を持っていただきたいということ。

ほんで、もう一個だけ、財政課長にこの関連で聞いてくんですけども、これは、例えば、今回はふるさと納税を裏に使っているというふうな認識で僕はいいと思うんですけども、一般財源で別に100%でも、これはよかったんではないですか。市の政策にのっとってのことやさかいに、別にこれを使わなならんということもないと思うんですけど、その点の精査した見解、責任者としての見解だけ聞かせていただいて、終わります。

○議長（岡 弘悟君）財政課長。

○財政課長（井上稔章君）先ほどから議員おたいただいた内容については、今後、肝に銘じて、ふるさとのために使えるように努力してまいりたいと思います。

今回のこの充当におきましては、当初予算の段階でこの事業がこの基金の使途の目的に合っているというふうに判断されて、予算化されたものでございます。それを今回、補正予算という形で予算案として提案させていただいておりますので、同様にこの基金を充当させていただきました。今後はこの使い方につきましても、関係各課、それから政策企画室とも調整した上で充当してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ちょっと各課にまたがるので、市長の説明要旨の中の最初ページの中段から下に、早期退職者や新規採用職員の

採用辞退に伴うことで給与関係が減額されておるんですけれども、まずお伺いしたいのが、新規採用者の辞退というのは直近でどれぐらいあったのかなというのがまず一点。それとあわせて、早期退職者の中に、若い方、入職して5年未満とかという方もいらっしゃるかと思うんですけれども、そういう方がどれぐらいいたのか。また、その辺の理由がもしわかれば。というのは、これを見たら、橋本市って魅力ないのかなと思われるのも私は嫌ですので、その辺で、新規採用の場合はよそも受かったよというのが絶対あると思うんですけれども、で、てんびんにかけた結果、うちが断られたというのは、恐らくそうかなと思うんですけれども、そのあたりどのような見解をお持ちなのかお聞かせください。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）まず一点目の新規採用者が募集できなかったということなんですけれども、これについては、昨年度、まず一般事務職で3人応募しまして、結果としては1人ということで、2人が欠員となっております。それから、保健師についても、1人の採用をめざしておりましたが、結果としてはなかったと、採用できなかったということでございます。これはいずれも既に内定はしておりましたが、結果的に辞退されたというところでございます。

それから、退職者の件でございますけれども、入庁して何年以内かというデータはないんですけれども、若い職員でお二人の方が早期退職されたという、こういう実態がございます。

その中で早期に辞退されたという方につきましては、それぞれの事情があったということもありまして、橋本市の魅力ということに、市役所での魅力ということに関しましては、ちょっとまた別の話であるというふうには思っております。

○議長（岡 弘悟君）早期退職者。

○総合政策部長（上田力也君）消防のほうでも、1人急に退職をされたということで、この方も大阪府のほうでもともと住んでおられて、地元の消防署のほうへ就職されたというところと、あと、退職されたのは、もう一人、これも大阪のほうですけども、ちょっと職種は違うんですけども、そちらのほうへ転職をされたという、そういう状況でございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）48ページの債務負担行為の中のたんぼぼ園新築等設計管理委託なんですけれども、説明書でも、また市長の説明でも、老朽化に伴いという説明があったんですが、老朽化している建物はたくさんあると思うんです。たんぼぼ園は平成7年から始まったもので、それ以前に建てられている建物はほかにもたくさんあると思うんですけども、たんぼぼ園を新築するのがどのと言うよりも、やっぱり新築するには老朽化以外の理由もあって優先的にここが選ばれているのではないかなと思うんですけども、そういうことではなくて、本当に老朽化だけが原因の建て替えなのか。また、機能的にももっと充実したものにするためのものなのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）たんぼぼ園につきましては、老朽化だけの理由ではありませんので、ちょっと説明させていただきます。現在、たんぼぼ園につきましては、定数20名、1割程度の増員ができますので、22名の方がおられるんですけども、建物自体はまだいけるんですけども、非常に狭いというのがあります。今、発達支援の必要な子どもさんが非常に増えていまして、相談室の確保もなかなか

か難しいということで、その辺で建物をちょっともう少し広くしたいというのがまず一つの理由にあります。

それと、定数20名ですけども、なかなかたんぼ園に早期から行きたい方も入れない状況が続いていまして、定数をもう少し増やしたいというのがあります。それで、今のところ予定ですけども、定数を25名にして施設自体を今の面積よりも広い形で建設をしたいというのが大きな理由であります。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）説明のときに、できたらそういうところまで説明してもらえたらなと思うんです。ただ、老朽化だけという理由だったら、いろんなところに、何でもかんでも老朽化が理由ということになってしまうので、これからよろしく願います。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）先ほどの井上議員のおただしに対する私の答弁に、ちょっと訂正させてください。私、今年度中に工事を竣工するというふうに申し上げたと思うんですけど、現場って何が起こるかかわからんで、繰り越す可能性もございます。あくまでも目標であり、そして、募集の目標も4月、入居は8月というのを目標に頑張りたいと思っていますので、おわびして訂正いたします。すいません。

○議長（岡 弘悟君）ご了承ください。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）わかりました。そしたら、40ページの学文路地区公民館の建設に係る備品購入費、館用器具費と書いてあるんですけども、その内容についてちょっと説明をしていただきたい。

それと、下へ下って、工事請負費、農地農

業用施設災害復旧工事費1,700万ほどあるかな。それについてもちょっと内容をちゃんと説明していただきたい。

それから、42ページの公共土木施設災害復旧に要する経費で4,134万か、それで、修繕料ということで上げてあるんやけど、公共土木施設災害復旧工事費、それぞれどの場所かどうかという復旧工事、どこがどういうふう荒れてどういうふうにしていくんかということをお願いしたい。

それから、同じく42ページ、公立学校施設災害復旧、これについても場所と説明をお願いしたい。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）私のほうから、まず学文路地区公民館の備品の内容についてご説明をさせていただきます。学文路地区公民館につきましては、新築の建築中でございます。それに伴う備品購入の予算を計上させていただいております。

主な内訳といたしましては、音響機器に55万円、カーテンに140万円、事務用品に720万円、調理器具等に5万円、電化製品に60万円、物置きに20万、合計1,000万となっております。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）続いて、42ページの公共学校等施設の復旧工事費についてのご説明を申し上げます。これにつきましては、台風21号により西部中学校のグラウンドに設置してございますフェンスが倒壊したということに対しまして、その撤去と復旧を行う予定でございます。延長については14mというようなところでございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）そしたら、まずは、の農林整備課のほうの災害の工事費1,718万

9,000円、これにつきましては、7月5日から6日発生の梅雨前線豪雨、それと、7月4日から5日発生の台風21号豪雨、それと、9月30日から10月1日発生の台風24号豪雨によるものでございまして、農地災害1件、農業用施設災害6件の工事費となっています。

場所につきましては、柱本1件、隅田町山内1件、学文路2件、隅田町霜草1件、胡麻生1件、野1件になっております。

続きまして、修繕料について説明させていただきます。

これにつきましては、8月23日からの台風20号、9月3日から4日の台風21号、9月30日から10月1日の台風24号の接近に伴い被害のあった箇所、市道等の緊急修繕料でございます。市内一円で132箇所ございますので、場所のほうはちょっと控えさせていただきますと思います。

続きまして、工事費670万、これにつきましては9月3日から4日の台風21号接近に伴い被害のあった市道等の災害復旧工事費でございます。内訳は山田の市道奥山線190万、あと、橋谷川480万となっております。

以上でございます。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）結構でございます。

教育委員会、42ページの西部中学校のフェンスかな。あそこは、今、西部中学校は利用しているん、それかどこかに貸しているのかな。貸しているにしてもええんやけど、もし貸しているとしたら、結局、傷んだやつは全部市で何もかも責任を持って修繕していかんのかなかどうかというのは、内容についてどんな契約になっとるんか知らんけど、これから先、台風が来るごとに管理をちゃんとしてもらわんだら、何ぼでも、安い家賃で貸してもらうとんのやろ。高い安いは別として。やっぱりそこをいっぺんちょっと説明し

といてよ。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）ただ今のおただしにお答えをいたします。

今、旧西部中学校につきましては、校舎につきましては日中文化芸術学院に貸し出しを行っております。そのほかのところにつきましては、いまだに市といますか、教育委員会の持ちものでございますので、その修繕等につきましては市が行うということになってございます。

ただ、日中文化芸術学院については、グラウンド等の草刈り等、そういう簡易な維持管理についてはやっつけているということでございます。それについては契約事項には入っておりませんが、やっつけているということでございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成30年度橋本市一般会計補正予算（第5号）について を採決

いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第2号 平成30年度橋本市
国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（岡 弘悟君）日程第24 議案第2号 平成30年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成30年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第3号 平成30年度橋本市
住宅新築資金等貸付事業特別会
計補正予算（第1号）について

○議長（岡 弘悟君）日程第25 議案第3号 平成30年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成30年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第4号 平成30年度橋本市
公共下水道事業特別会計補正予
算（第1号）について

○議長（岡 弘悟君）日程第26 議案第4号 平成30年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）8ページに資本費平準化債という言葉が出てきているんですけども、これは多分、見て字のそのまんまで、今まで長期で耐用年数じゃなくて、耐用年数内でも減価償却を行ってきとったのを、今回、耐用年数に合わせて減価償却して、単年度の負担を減らそうというような内容かと字だけを見たらそういう理解しているんですけども、それはそんな形で間違いはないですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）お答えします。資本費平準化債は企業債の元金償還期間と実際の下水道施設の減価償却期間が異なっており、減価償却時間が長いことから、当年度の企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額について発行が認められる地方債でございます。

現在、企業債の元金償還金は、実際の下水道施設の減価償却期間、耐用年数50年より短い償還期間30年で算出された分を費用負担しています。前倒しで費用負担をしているということでございます。それに伴いまして、世代間負担の公平性の観点や市の厳しい財政状況において、一般会計からの繰出金の抑制を

図るために、今回、資本費平準化債を発行することといたしました。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成30年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第5号 平成30年度橋本市
墓園事業特別会計補正予算（第
1号）について

○議長（岡 弘悟君）日程第27 議案第5号 平成30年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第5号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、
委員会の付託を省略することに決ま
した。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成30年度橋本市墓
園事業特別会計補正予算(第1号)につい
てを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、
本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第6号 平成30年度橋本市
農業集落排水事業特別会計補正
予算(第1号)について

○議長(岡 弘悟君)日程第28 議案第6号
平成30年度橋本市農業集落排水事業特別会計
補正予算(第1号)について を議題といた
します。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第6号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、
委員会の付託を省略することに決ま
した。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成30年度橋本市農
業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、
本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第7号 平成30年度橋本市
土地区画整理事業特別会計補正
予算(第2号)について

○議長(岡 弘悟君)日程第29 議案第7号
平成30年度橋本市土地区画整理事業特別会計
補正予算(第2号)について を議題といた
します。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成30年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第8号 平成30年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

○議長(岡 弘悟君) 日程第30 議案第8号 平成30年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第3号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと

思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 平成30年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第3号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第9号 平成30年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

○議長(岡 弘悟君) 日程第31 議案第9号 平成30年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 平成30年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第10号 平成30年度橋本市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（岡 弘悟君）日程第32 議案第10号 平成30年度橋本市水道事業会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。
全般について行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しまし

た。

これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 平成30年度橋本市水道事業会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第11号 平成30年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）について

○議長（岡 弘悟君）日程第33 議案第11号 平成30年度橋本市病院事業会計補正予算会計補正予算（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。
全般について行います。
質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）説明要旨によりますと、弁護士費用として、経費で216万円の増額となっておりますが、内訳というか、どういうふうに使われるのかを説明願います。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）これは係争事案ということで、先般、きのうお話しいただいた弁護士への委託。それから、ほかにも係争事案の中で、当院の中で発生した事案がございまして、大阪市の弁護士事務所に委託した費用でございまして、細かい内訳はあれですが、216万は2件を積み上げております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）誤診による損害賠償請求に対応するようなものではないんですか。ありませんかということです。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）誤診というものではなく、これはちょっと院内で発生したものでございますが、今回ちょっと補正にかけるものにつきましては、すいません、ちょっと私の説明が間違っていて、先般のきのうの弁護士に委託する部分でございまして、その案件で着手金として補正をかけるものでございます。申しわけございません。

○議長（岡 弘悟君）全般的に216万は1件に対しての。

○病院事務局長（小林久義君）1件に対してでございます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）普通、着手金でこんなに出すんですか、216万。

○議長（岡 弘悟君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）ちょっと今、確認しているんですが、当院、損害賠償保険とか、保険を付保しておりますので、その関係で保険金が出るかも含めて今、調査中でございますが、通常、弁護士費用はこの程度かかります。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんよので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 平成30年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。